

大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例案

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）

第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（以下「住宅宿泊事業」という。）を営む旨の届出をしようとする者に対し周辺住民等（次条第1項に規定する周辺住民等をいう。）への説明義務を課すとともに、当該届出に係る公表に關し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業の実施による周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、もって住宅宿泊事業を営む者の業務の適正な運営の確保に資することを目的とする。

(周辺住民等への説明)

第2条 法第3条第1項の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、届出をする前に、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の周辺地域における住民及び施設（市規則で定めるものに限る。以下「周辺住民等」という。）に対し、当該住宅において住宅宿泊事業を営む旨を適切に説明しなければならない。

2 前項の施設とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第2号）第8条第1項第5号及び第6号に掲げる施設

(届出に係る公表)

第3条 市長は、届出があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 届出番号（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第4条第7項の届出番号をいう。）
- (2) 届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の所在地
- (3) 当該届出をした住宅宿泊事業者（法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者を

いう。以下同じ。) が行った周辺住民等に対する届出住宅において住宅宿泊事業を営む旨の説明の実施状況

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行う。

(関係法令の遵守)

第4条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業を営むに当たっては、法、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 法附則第2条第1項の規定により法第3条第2項及び第3項の規定の例による届出をしようとする者は、当該届出をする前に、第2条第1項の規定の例により、説明をしなければならない。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

住宅宿泊事業を営む旨の届出をしようとする者に対し周辺住民等への説明義務を課すとともに、当該届出に係る公表に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。